

三島市指定管理者制度運用指針

令和6年4月改正

三島市

目 次

はじめに	1
第1 指定管理者制度の概要について	1
1 指定管理者制度の目的	1
2 指定管理者制度と従来の管理委託制度等との相違	1
3 指定管理者の使用の許可等の権限	2
4 指定管理者の「指定」の性格	2
第2 指定管理者制度の運用について	2
1 公の施設への制度導入	2
2 制度導入までの標準的スケジュール	3
3 指定管理者の募集	4
(1) 公募の原則	
(2) 公募時に付加する資格条件（合理的な範囲内）	
(3) 公募を行わない場合（非公募）	
4 指定する施設の単位	5
5 指定の期間	5
(1) 5年に満たない指定期間を設定する場合	
(2) 5年を超える指定期間を設定する場合	
(3) その他市長が特別の指定期間を設けることが適当であると認める場合	
6 利用料金制度	6
(1) 利用料金制度採用の可否	
(2) 利用料金制度を採用する場合の留意事項	
第3 指定管理者の指定手続きについて	6
1 債務負担行為額の設定時期	6
2 公募手続き	6
(1) 公募の周知	
(2) 公募要項への記載事項	
3 指定管理者審査委員会による選定手続き	8
(1) 審査委員会の設置	
(2) 委員の任期	
(3) 委員構成	
(4) 募集方法別の委員数	
(5) 選定基準	
(6) 会議の公開・非公開	
(7) 選定結果の公表	
4 指定管理者の指定	11
(1) 指定条件の協議及び仮協定	

- (2) 議会の議決
- (3) 指定

第4	指定管理業務の実施及びモニタリングについて	11
1	施設の管理運営業務	11
2	個人情報の適切な保護	11
3	災害、事故等緊急時への対応	11
4	市内在住者の雇用等	12
5	業務の引継ぎ	12
6	モニタリングの実施	12
	(1) 事業報告書の提出	
	(2) 指定管理者によるセルフ・モニタリングの実施	
	(3) 利用者モニタリングの実施	
	(4) 市によるモニタリング及び実績評価	
	(5) 第三者によるモニタリング	
	(6) モニタリング結果の反映	
第5	指定管理者制度に係る留意事項について	14
1	リスク分担	14
2	利用者等に対する損害賠償責任	15
参考法令等		
	○地方自治法〈抜粋〉	16
	○三島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	17

はじめに

「※¹公の施設」の管理は、従来、地方公共団体の出資法人や公共団体、公共的団体に限って委託できるとした「管理委託制度」に限られていました。

しかし、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用することが有効との考えから、平成 15 年 6 月に地方自治法が改正(同年 9 月 2 日施行)され、これまでの団体に加え、広く民間事業者等も公の施設の管理の代行ができる「指定管理者制度」が創設されました。

本市では、平成 16 年 4 月に「坂放課後児童クラブ」に指定管理者制度を導入したのを皮切りに、平成 17 年 4 月には、「市民文化会館」、「市民温水プール、長伏プール、上岩崎プール」、「市民体育館、長伏グラウンド A・B・C、錦田グラウンド、文教テニスコート、北上グラウンド」の 11 施設に、また、平成 18 年 4 月には、管理委託制度の廃止に伴い、社会福社会館など 8 施設について指定管理者制度を導入しました。その後、指定期間満了に伴う更新や新たな指定により、平成 28 年 10 月 1 日現在、22 施設において指定管理者制度を活用した管理運営が図られています。

今後、これまでの指定管理者の選定や監督により把握した改善事項を、選定事務や施設の管理運営に反映させるなど、指定管理者制度のより一層の円滑な運用を図るため、ここに運用指針として、本市の公の施設における指定管理者制度の運用について、統一的な考え方や手順などの基本的事項を定めるものです。

「※¹公の施設」とは、

地方自治法第 244 条第 1 項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めるとされています。具体的には、運動場、文化会館、道路、学校、公園、図書館、公民館など、住民の利用に供することを目的とした施設です。したがって、住民の利用に供することを目的としない市庁舎などは、公の施設ではありません。

第 1 指定管理者制度の概要について

1 指定管理者制度の目的

公の施設の指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とするものです。

2 指定管理者制度と従来の管理委託制度等との相違

管理委託制度下では、管理受託者は地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うもので、施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、会館の利用承認等処分に該当する使用の許可は委託できませんでした。

これに対し、指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるもので、指定管理者は、使用の許可も行うことができ、指定管理者の範囲も特段の制約を設けず、民間事業者も議会の議決を経て指定管理者になれることとされました。ただし、指定できるのは法人その他の団体とされてい

るので、団体であれば法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人を指定することはできないとされています。

主な相違点は、次のとおりです。

	指定管理者制度	管理委託制度	業務委託
管理運営又は受託の主体	民間事業者を含む法人その他の団体	地方公共団体の出資法人（1/2 以上の出資等）又は公共団体若しくは公共的団体に限る。	限定なし （議員及び長については兼業禁止規定あり。）
法的性質	「管理代行」 指定管理者の指定（行政処分）により、管理権限の指定を受けた者に委任するもの	「公法上の委託契約」 法令等の根拠に基づき締結されるもの	「私法上の委託契約」 法令等に基づかず私的契約によってなされるもの
管理権限を有する者	指定管理者（ただし、特定の管理権限を除く。）	設置者たる地方公共団体	設置者たる地方公共団体

3 指定管理者の使用の許可等の権限

指定管理者制度により、従来は行政処分として地方公共団体が行っていた使用の許可等の施設の管理権限を指定管理者に委任することはできますが、法令により首長のみが行うこととされている次の権限については、指定管理者に委任することはできません。

- ・ 使用料の強制徴収（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3）
- ・ 行政財産の目的外使用許可（同法第 238 条の 4）
- ・ 不服申立てに対する決定（同法第 244 条の 4）

4 指定管理者の「指定」の性格

指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、「契約」ではないので、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同契約条項に規定する「入札」の対象とはなりません。

また、指定管理者による公の施設の管理は、当該地方公共団体に代わって行うものであって、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではないため、いわゆる「請負」には当たらないと解されています。

第 2 指定管理者制度の運用について

1 公の施設への制度導入

公の施設の管理運営は、地方自治法上、直営か指定管理者制度かの選択を行う必要があります。どちらの管理運営形態が、より施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるか、制度導入に当たっては、次の点に留意した上で、個々の施設ごとに詳細に検討を行うものとします。

また、新規に設置する公の施設については、その管理運営に当たって、指定管理者制度の導入も含めて検討するものとします。

- (1) 道路法、河川法、学校教育法などの個別法により、公の施設の管理主体が限定されているため、指定管理者制度の適用が認められない施設ではないか。
- (2) 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保を含む。）が確保できるか。
- (3) 施設が提供するサービスの専門性・特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の管理運営が可能であるか、また、管理運営を行うことができる民間事業者等が存在するか。
- (4) 指定管理者に委ねることで、民間事業者等のノウハウを活用し、利用者ニーズにあった開館日、開館時間等の拡大などサービス内容の充実が期待できるか。
- (5) 指定管理者に委ねることで、経費の節減を図ることができるか。

2 制度導入までの標準的スケジュール

指定管理者制度を導入する場合の標準的なスケジュールは次のとおりです（公募の場合の事例）。

実施時期	業務内容	
導入前々年度	4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入可能性の検討 （他自治体の類似施設の導入状況調査を含む。） ・導入決定後に指定期間、募集方法等の検討及び指定期間の決定
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設設置管理条例の改正案の作成
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会11月定例会に公の施設設置管理条例の改正案の提案及び議決 ・翌年度当初予算で債務負担行為額の要求
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項(案)、業務仕様書(案)、選定基準(案)、採点方法等の検討・作成
導入前年度	4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項(案)、業務仕様書(案)、選定基準(案)、採点方法等の検討・作成 ・指定管理者審査委員会の外部委員の選考・決定
	7月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者審査委員会の開催 （施設見学会の実施） （募集要項(案)、選定基準(案)の審議、採点方法の確認）
	7月下旬～8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、仕様書の配布
	8月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催、施設見学会の実施 ・質問書の受付
	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する回答
	9月上旬～9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の受付
	9月下旬～10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、提案書及び採点表を指定管理者審査委員会委員へ送付

導入前年度	10月中旬 ～10月下旬	・指定管理者審査委員会の開催 (申請団体ヒアリングの開催) (審査(採点)、指定管理者候補者の決定)
	11月上旬	・優先候補者等と細目協議、仮協定
	11月	・市議会11月定例会に指定議案の提案及び議決
	12月	・指定管理者の指定及び告示、協定書の締結
	1月～3月	・業務引継期間
導入年度	4月～	・指定管理者による管理運営開始 ・モニタリング

3 指定管理者の募集

(1) 公募の原則

指定管理者制度の目的は、多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることとされていることからすると、競争性を確保し、幅広い対象の中から、当該公の施設の管理運営を行うのに、最も適切な法人その他の団体を選定し、指定管理者として指定することが望ましいため、公募を原則とすることとし、合理的な範囲内で資格条件を付することができるものとします。

[公募の主な効果]

- ・選定過程の透明性を高め、制度運用に対する市民の信頼を高める。
- ・応募が極めて少ない場合であっても、潜在的な競争性を生み出すため、現指定管理者に対して、管理運営水準の維持向上の動機付けにつながる。

(2) 公募時に付加する資格条件（合理的な範囲内）

次のような場合には、合理的な範囲内として、公募に際して資格条件を付することができるものとします。

- ア 地域との連帯感の醸成や市民との協働の運営を推進すべき施設である場合（資格条件の例）市内に事業所、営業所等を有する団体に限定
- イ その他資格条件が合理的な範囲内であると認められる場合

(3) 公募を行わない場合（非公募）

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定ができるものとします。なお、公募によらずに指定される団体は、組織運営上の努力目標などを設定し、施設の効果的・効率的な運営に努めるものとします。

ア 「指定管理者になろうとする団体」が、「市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体」であり、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 小規模な施設で、地域コミュニティや市民活動の促進及び施設の有効活用を図るために、地域の住民、施設利用者等により構成される団体が、自主的に管理運営することが適当であると認められる場合
- (イ) 高齢者、障害者などの特定の者が利用する社会福祉施設等で、公募により選定された団体であって、施設利用者の意見等も考慮する中で、利用者との継続的な信頼関係が必要であり、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

- (ウ) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (エ) 近い将来、施設の廃止又は建て替え、民営化等を予定している場合
- (オ) 公募を行う時間的余裕がない場合
- イ 「※² P F I」事業により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合

「※² P F I」(Private Finance Initiative)とは、

これまで公共部門によって行われてきた公共施設等の建設、設計、維持管理、運営等を民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う事業手法です。

4 指定する施設の単位

指定管理者の指定は、個々の施設ごとに行うことを原則とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、複数の施設を一括して指定することができるものとします。

- ア 施設の目的、規模、指定管理者の業務の範囲等から見て、施設単体で管理するよりも、一つの団体が一括して複数の施設を管理する方が、市民サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性等の観点から、より効果的かつ効率的である場合
- イ 同一の建物内に複数の施設が設置され、これらの施設を相互連携で一体的に管理する方が、より効果的かつ効率的である場合

5 指定の期間

指定に期間が設けられたのは、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けるためとされており、短すぎると民間事業者の経営能力が十分に発揮されない懸念があり、逆に長すぎると市が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会が減少することになります。そこで、サービスの継続性の確保、長期固定化による弊害の排除、使用料(利用料金)の周期的な見直し、施設の老朽化等によるリスクの軽減などを総合的に判断し、本市における指定期間は、原則5年とします。

ただし、次のような特別な事情がある場合は、施設の特性等を考慮する中で、それぞれの事情に応じて設定することとします。なお、P F I事業による場合以外は、最短でも1年以上、最長でも10年以内とします。

- (1) 5年に満たない指定期間を設定する場合
 - ア 施設の廃止など、大幅な見直しが予定されている場合
 - イ 施設の改築又は大規模な改修等が5年以内に予定されている場合
 - ウ 緊急に指定を行う必要が生じた場合
- (2) 5年を超える指定期間を設定する場合
 - ア 小規模な施設で、公の施設の管理を通じて地域コミュニティの醸成を推進することを目的として地域住民団体を指定管理者に指定する場合
 - イ P F I事業により施設の管理運営を行う場合
 - ウ 施設の改築又は大規模な改修等が5年以内に予定されている場合であって、

指定管理者が継続的かつ安定的に事業を行うことが困難であると認められるとき

(3) その他市長が特別の指定期間を設けることが適当であると認める場合

6 利用料金制度

「利用料金制度」は、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる制度で、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくする観点から設けられたものであり、その利用料金の額は、当該施設の設置条例で規定される上限を超えない範囲で、市の承認を得て、指定管理者が定めることができるものです。

(1) 利用料金制度採用の可否

施設の利用に係る料金を徴収している施設においては、利用料金制度を採用することで、施設の稼働率の向上や市からの委託料の圧縮が期待できるので、利用料金制度の趣旨を踏まえて、当該施設の経営状況、利用料金の収入見込み、指定管理料の節減効果などのほか、当該施設の設置目的・特性等を総合的に勘案した上で、採用するかどうか判断するものとします。

(2) 利用料金制度を採用する場合の留意事項

利用料金制度を採用した場合、その施設の設置目的が十分に達成されるように、施設を所管する部署においては、適切に指導・監督を行うものとします。

また、回数券、ポイントカード等を活用する施設については、市と指定管理者間又は引継ぎによる新旧指定管理者間だけではなく、利用者等の権利関係にも影響が生じますので、返還金や交換・継続使用の可否などを明確に定めるとともに、利用者等への事前の周知徹底に努めるものとします。

第3 指定管理者の指定手続きについて

1 債務負担行為額の設定時期

債務負担行為額は、原則、募集する年度の当初予算で計上するものとします。

ただし、指定管理者制度を初めて導入する施設にあつては、例外として、その時期を個別に検討するものとします。

(なお、平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知において、「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為額を設定すること」とされています。)

2 公募手続き

(1) 公募の周知

広報みしま、市ホームページなどで公募の実施を広くお知らせし、可能な限り多くの応募者の確保に努めるものとします。

(2) 公募要項への記載事項

公募要項には、次の事項を必ず記載し、その内容はできる限り詳細なものとなるように努めるものとします。ただし、詳細内容については、別に添付する「仕様書」に記載する方法も可能とします。

ア 施設の概要及び設置目的

対象施設の概要（名称、所在地、施設規模、施設内容等）及び施設の設置目的を明示します。

イ 具体的な業務の範囲

対象施設の運営に関する業務、対象施設及び設備の維持管理に関する業務等を明示します。

なお、詳細については、「仕様書」で明示することとします。また、必要に応じて事故防止のための指導なども明示することとします。

ウ 指定の期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで（〇年間）と明示します。

エ 指定管理料の上限額

指定期間の総額上限額を税込みで明示します。

オ 利用料金制度（採用する場合）

利用料金制度を採用する旨を明示します。

カ リスク管理、保険加入等に関する事項

市と指定管理者の間で、どのようにリスク管理を行うか、想定されるリスクを可能な限り明確にして明示します。また、必要に応じて保険への加入を義務付けます。

キ 応募資格の要件

次のいずれかに該当する団体は、応募資格がないことを明示するほか、施設の特性に応じて個別に必要な応募条件を加えることとします。

なお、複数の団体で構成するグループで応募する場合にあっても、構成される全ての団体が同様の資格要件を満たす必要があります。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体

(イ) 三島市建設工事等業者指名委員会規程（平成 5 年訓令第 3 号）第 7 条第 2 項第 1 号（指名停止）、2 号（指名排除）の期間中である団体

(ロ) 国税、地方税等を滞納している団体

(ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(ニ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続きを行っている団体又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体

(ホ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消日から指定の期間に相当する期間を経過していない団体

(ヘ) 指定管理者の指定を管理運営の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当する代表者のいる団体

ク 説明会、質問書等

説明会（施設見学会を含む。）の日時、場所及び参加人数を明示します。

また、質問書の受付期間及び受付方法、回答の期限並びに回答方法を明示します。

ケ 申請の手続き

公募要項、仕様書等の配布日時、配布場所、配布方法及び申請書類の受付日時、受付場所、受付方法等を明示します。

また、複数の団体で構成するグループで応募する場合には、応募時に構成団体間で交わした各団体の責任分担を明確に定めた「協定書」等の写しを提出させることを明示します。

コ 指定管理者候補者の選定

選定方法、選定基準、評価項目及び配点、選定結果（通知及び公表）等を明示します。

サ 「※³モニタリング」の実施方法

モニタリングの実施方法について明示します。

シ 業務の引継ぎ

指定期間開始時及び終了時の業務の引継ぎ並びにその経費負担の義務付けを明示します。

ス 法令等の遵守

指定管理業務を遂行する上で必要な法令等の遵守の義務付けを明示します。その際、直接的に関係する法令等を具体的に列挙します。特に、指定管理者による労働関係の適法な管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）については、施設の管理運営体制に応じて明示することが必要です。

「※³モニタリング」とは、

指定管理者により提供される公共サービスの水準を監視し、測定し及び評価する行為です。

3 指定管理者審査委員会による選定手続き

(1) 審査委員会の設置

公の施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に当たって、公募により申請のあった団体の中から優先候補者、第2順位候補者及び第3順位候補者を選定しようとするとき、又は公募を行わずに指定管理者の候補者を選定しようとするときは、公平かつ公正を期するため、「指定管理者審査委員会」を置くものとします。

【指定管理者審査委員会の所掌事務】

- ・ 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- ・ 指定管理者の指定の取消し等に関すること。

(2) 委員の任期

審査委員会の委員の任期は、市が依頼した日から当該施設の指定管理者候補者の選定が終了した日までとします。

(3) 委員構成

募集方法により、審査委員会の構成員に外部委員を入れるかどうかを決定します。

ア 公募 …………… 市職員及び外部委員で構成

選定に外部委員を入れることは、専門分野を活かした多様な意見を採用入れた審査が可能になるとともに、市民等に対しても、選定の透明性が向上すると考えます。

また、外部委員と市職員で構成することにより、外部の専門的視点の審査に、当該施設の特徴や運営状況を把握した設置者・監督者としての審査が加わるので、それぞれの立場に基づいた多角的な審査が可能になります。

特に、応募者の財務能力は健全であるか、提案された利用料金収入額及び指定管理料は妥当な金額であるか、また、労働基準法に反するような雇用がなされていないかなどを精査してもらうため、財務状況や収支面に明るい税理士、労務管理面に明るい社会保険労務士、大学教授や弁護士などの専門的な視点からの審査は非常に有効であると考えます。このため、指定管理者を公募により募集する場合は、必ず外部委員を入れることとします。

イ 非公募 …………… 市職員のみで構成

公募によらないで指定管理者として選定することのできる団体は、三島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年三島市条例第 20 号）第 5 条第 1 項の規定により、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体に限られております。

これらの団体が管理する施設は、地域住民等との継続的な信頼関係や利用者の利便性の確保が指定管理者選定の上で重要になることから、公募の施設のように専門的な視点からの審査は要しないものと判断し、市職員による審査とします。

(4) 募集方法別の委員数

募集方法別の委員数は、次のとおりとします。ただし、委員長及び委員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が理事その他の役員を務める団体に係る選定（取消し等を含む。）に関する事案については、その議事に加わることができないこととします。また、審査委員会の委員に就任を依頼する場合は、氏名を公表することについて、同意を得ておくものとします。

ア 公募による場合（市職員及び外部委員で構成）

原則、市職員 4 人、外部委員 4 人の計 8 人とし、副委員長は、委員長が外部委員の中から指名します。

〔選考方法〕

審査委員会は行政課が所管し、行政課は、経営・経理に関し専門的知識を有する者として、公認会計士、税理士、社会保険労務士、大学教授、准教授、講師、弁護士、企業（団体）経営者の中から 2 人を選考、また、対象施設の所管課は、対象同種施設の学識経験者及び対象施設の運営委員会、懇話会等の委員、対象施設の利用団体（者）代表の中から 2 人を選考します。

なお、依頼は、全て行政課で行います。

※（参考）

[委員選考の観点]

会計監査の観点から……………公認会計士、税理士

労働条件管理の観点から……………社会保険労務士

行政運営等の学識を有する専門的な観点から……………大学教授、准教授、講師

法令遵守の観点から……………弁護士

企業・団体経営の観点から……………企業（団体）経営者

対象同種施設の専門的な観点から……………対象同種施設の学識経験者

対象施設の利用者の観点から

……………対象施設の運営委員会、懇話会等の委員、対象施設の利用団体(者)代表

イ 非公募による場合（市職員のみ）

原則、市職員 11 人とし、副委員長は委員長が指名します。

(5) 選定基準

市民サービスの向上を第一義として、選定の公平性及び透明性を確保するとともに、市が当該施設の管理者に対して何を求めているかを具体的かつ明確に示すため、あらかじめ審査委員会の審議を経た上で、次の各施設共通の選定基準に留意するとともに、評価項目、配点等を公募要項上で明示するものとします。

ア 市民の平等な利用が確保されること。（平等性）

イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。（効率性）

ウ 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（技術性）

エ 施設の管理に要する経費の節減を図るものであること。（経済性）

(6) 会議の公開・非公開

「選定基準等の審議」については非公開とします。また、「指定管理者候補者の選定にかかる審議」については、提案内容に応募団体の著作権、特許権、その他団体が保有する特別なノウハウが含まれることが想定されるほか、団体の経済活動上の地位、財産権その他利益を害する恐れがあること、また、会議において、委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れに配慮するため非公開とします。ただし、議事録（概要）については、審議会等の会議の公開に準じて、指定管理者候補者決定後、速やかに公開するものとします。

(7) 選定結果の公表

指定管理者の指定にあたっては、市議会で審議されるほか、市民への説明責任を果たす必要があります。そのため、審査委員会の審査等に基づき、指定管理者候補者を選定した段階で、選定結果について、市ホームページへの掲載等により公表します。

また、非公募による場合も、選定結果の公表は公募の場合に準じて行います。

4 指定管理者の指定

(1) 指定条件の協議及び仮協定

審査委員会において選定された指定管理者の優先候補者に協定書案を提示し、基本的な条件等について細部にわたって協議し、合意を得た上で、仮協定を締結します。ただし、交渉の過程において指定管理の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合には、第2順位、第3順位候補者と順次協議を行うものとします。

(2) 議会の議決

指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければなりません。(地方自治法第244条の2第6項)

指定管理者の指定に当たって議決すべき事項は、次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イ 指定管理者となる団体の名称

ウ 指定の期間

(3) 指定

議会の議決後に指定管理者の指定を文書により行うとともに、指定管理者と協定を締結します。

第4 指定管理業務の実施及びモニタリングについて

1 施設の管理運営業務

指定管理者は、指定期間の開始日より、当該施設の設置条例、協定書等に基づき、当該施設の管理運営を行うものとします。

2 個人情報の適切な保護

指定管理者が施設の管理運営を通じて得た個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に則って、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等必要な措置を講ずるものとします。

3 災害、事故等緊急時への対応

災害、事故等の発生時において、指定管理者が実施すべき業務を、次の例を参考に整理した上で、協定書等に明示するものとします。

特に、利用者の安全に多大な影響をもたらす可能性のある施設・設備(例:プール、浴室、昇降機等)については、協定書等に明示した上で、決して事業者(指定管理者または指定管理者からの受託業者)任せにすることなく、市としても安全性の確保のため特段の留意が必要です。

(1) 災害・事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従業員への周知徹底及び必要な研修・訓練を実施するものとします。

(2) 市及び関係機関との連携を密にするとともに、日頃から連絡・協力体制の構築を図るものとします。

(3) 施設及び設備等の日常的な点検を徹底し、危険個所の把握に努めるものとします。

(4) 避難所に指定されている場合は、市からの指示に基づき、避難所の開設、避

難者の受け入れ、避難状況の報告等の必要な対応を行うものとします。

- (5) 災害・事故等が発生した場合は、利用者の安心・安全を第一に、避難誘導、応急措置など迅速な対応を行うとともに、速やかに市に報告し、施設の保全・復旧作業、原因究明等に当たるものとします。
- (6) インフルエンザ等が市内又は近隣で発生した場合は、市からの指示に基づき、感染拡大防止のために必要な措置を講ずるものとします。

4 市内在住者の雇用等

従業員の雇用、物品の調達に当たっては、次の例を参考に整理した上で、協定書等に明示するものとします。

- (1) 従業員の雇用に当たっては、できる限り市内に在住する者を雇用するよう努めるものとします。
- (2) 物品の調達に当たっては、できる限り市内の事業者から調達するよう努めるものとします。

5 業務の引継ぎ

- (1) 市は、指定期間の終了又は指定の取消しによって、指定管理業務が終了する場合は、次期指定管理者との間で確実な業務の引継ぎを行うよう、現指定管理者に対して指示するとともに、引継ぎの場に立ち会い、必要な指導・監督を行うものとします。
- (2) 業務の引継ぎに当たっては、利用者の安心・安全を第一に、十分な引継期間を確保するように努めるものとします。
- (3) 引継ぎに要する経費の負担については、あらかじめ募集要項等に明記し、円滑な引継ぎが行われるよう努めるものとします。

6 モニタリングの実施

指定管理者制度では、施設の管理運営を複数年度にわたり民間事業者等に委ねることから、施設の設置者である市としては、指定管理者の指定期間中の適正な管理運営の確保に努める必要があります。

そのため、施設の管理運営に関しては、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的で継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現場調査及び管理運営状況の評価を行うこととします。さらに必要に応じて改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でないとき、指定の取消し等を行うこともできるようにすることとします。

これらの一連の仕組み（以下「モニタリング」という。）を構築し、もって、指定管理者による管理の適正を期することとします。

(1) 事業報告書の提出

モニタリングを実施する際に活用するため、指定管理者は、次の報告書を作成し、市へ提出するものとします。

ア 年度毎の事業報告書

〔記載事項〕

(ア) 管理業務の実施状況

- (イ) 利用状況並びに利用拒否の件数及びその理由
- (ウ) 利用料金の収入実績（利用料金制度を採用した場合）
- (エ) 管理経費の収支状況
- (オ) 自己実績評価及びモニタリング結果
- (カ) その他市が必要と認める事項

イ 四半期毎の事業報告書

〔記載事項〕

- (ア) 管理業務の実施状況
- (イ) 利用状況
- (ウ) 利用料金の収入実績（利用料金制度を採用した場合）
- (エ) 管理経費の収支状況

ウ 月次毎の事業報告書

〔記載事項〕

- (ア) 管理業務の実施状況
 - (イ) 利用状況
 - (ウ) 利用料金の収入実績（利用料金制度を採用した場合）
 - (エ) 利用者からの苦情、意見、要望等の内容及びそれらへの対応状況
- (2) 指定管理者によるセルフ・モニタリングの実施

指定管理者は、施設の管理運営が、当該施設の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、目標の達成状況はどうか等について、毎年1回は自己点検を行うものとします。また、その結果を年度毎の事業報告書とともに市へ提出するものとします。

(3) 利用者モニタリングの実施

利用者等の意見を施設の管理運営に反映することにより、そのさらなる改善を目指すため、指定管理者は、定期的に施設の利用者から意見や満足度等を聴取する利用者アンケートを実施するなどの利用者モニタリングを行うものとします。その結果や利用状況等の分析により管理運営実績の評価を行い、結果を年度毎の事業報告書とともに市へ提出するものとします。

(4) 市によるモニタリング及び実績評価

市は、毎年度終了後、指定管理者からの報告書等を基に、業務の履行状況の確認を行います。また、この外にも必要と認めた場合に、随時モニタリングを行います。

(5) 第三者によるモニタリング

募集を公募で行った指定期間5年以上の施設については、市及び指定管理者とは異なる第三者による客観的な視点から業務の評価を行うため、施設ごとに有識者・専門家等からなる（仮称）外部評価委員会を設置します。同委員会の委員構成は概ね5人程度とし、委員は複数の施設の委員を併任できることとします。同委員会によるモニタリングは、指定期間中に最低1回、原則として2～3年目に行います。また、公募を行わなかった施設については、必要に応じて同委員会を設置し、モニタリングを行うこととします。

(6) モニタリング結果の反映

モニタリングの結果や事業報告書等の検査により、指定管理者が適切な運

営を行っていないことが明らかな場合は、市は指定管理者に対して業務の改善勧告を行います。なお、勧告を行っても改善が見られない場合は、指定の取消しも含めた対処を検討するものとします。

第5 指定管理者制度に係る留意事項について

1 リスク分担

公の施設を管理する上で、事前に想定できない事故、損失等の様々なリスクが発生する可能性があります。リスク発生時の円滑な対応を図り、安定的な管理運営を継続するためには、事前に市と指定管理者の間で想定されるリスクの分担を定めておく必要があります。そのため、次の「リスク分担の標準例」を参考に、可能な限りリスク分担の明文化に努めることとします。

リスク分担の標準例

種 類	内 容	負担区分	
		市	指定管理者
法令等の変更	法令等の新設・変更による人的・物的負担	協議事項	
物価・金利変動	物価及び金利の変動による経費の負担		○
需要変動	施設競合等の需要変動による利用料金収入の減		○
従前の利用予約	従前の指定管理者が利用申請を受け付け、利用料金を取得した施設利用		○
	従前の指定管理者が利用申請を受け付け、利用料金を取得した利用の取消しによる還付金		○
指定管理業務の中止・中断による運営リスク	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	自然災害等の不可抗力による場合	協議事項	
	上記以外の事由による場合	協議事項	
指定管理業務内容の変更	行政上の理由による場合	○	
	指定管理者の提案による場合		○
施設・設備の損傷による修繕等	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	経年劣化等による1件〇〇万円を超える修繕	○	
	経年劣化等による1件〇〇万円以下の修繕		○
	自然災害等の不可抗力による施設・設備の復旧	協議事項	
利用者や第三者への賠償等	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の事由による場合	協議事項	
引継費用	指定管理業務の開始及び終了時の引継ぎに必要な経費		○

2 利用者等に対する損害賠償責任

公の施設に通常有すべき安全性が欠けている場合や指定管理者の行為によっ

て利用者に違法に損害を与えた場合は、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条（公の営造物の瑕疵による損害の賠償）、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条（使用者責任）の規定により公の施設の設置者たる市が賠償責任を負うこととなりますが、指定管理者にその原因があるときは、市は指定管理者に対して求償することができます。

現在、市は全国市長会の市民総合賠償補償保険（以下「市長会保険」という。）に加入していますが、これは、市が所有、使用、管理するほとんどすべての公共施設（市営住宅、学校施設など一部の施設は対象外）がその対象となるもので、指定管理者が管理している施設も対象となっています。

通常、利用者等に損害を与えた場合には、市長会保険により対応することとしていますが、その対象外となる損害の発生なども考えられることから、募集要項等に当該保険の内容を明記するとともに、その補償で十分かどうか公共施設ごとにその適否を調査した上で、必要があると判断した場合には、指定管理者の募集に際して、民間保険等への加入を義務付けることとします。

参考法令等

○地方自治法〈抜粋〉

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条

例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

○三島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年6月23日

条例第20号

(趣旨)

第1条 三島市が設置する公の施設(以下単に「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等については、法及び他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び管理業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (3) 前事業年度の経営又は運営の状況を明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うのに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第1号の事業計画書(以下単に「事業計画書」という。)の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第1号の収支予算書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減を図るものであること。

(公募によらない選定)

第5条 市長は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認めるときは、公募の方法によらないで、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者になるべきものとして選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、前条各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。

(指定)

第6条 市長は、第4条又は前条第1項の規定により選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該団体を指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を当該団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、施設の設備、備品等を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 指定管理者は、その管理する施設の設備、備品等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(教育委員会が所管する施設)

第10条 教育委員会が所管する施設についてこの条例の規定を適用する場合には、第2条から第6条までの規定及び第8条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。